

村岡小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月
勝山市立村岡小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校においては、これまでにもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策に全校体制で取り組んできました。

しかしながら、ネット社会の急速な伸展を初め、児童生徒を取り巻く環境が変化する中で、全国各地でいじめによる痛ましい事件が相次ぎ、その対策として「いじめ防止対策基本法」（平成25年法律第71号）が制定・施行されました。

そこで本校では、国、福井県、および勝山市のいじめ防止基本方針を参照し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「村岡小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後はこの基本方針に基づき、関係機関との緊密な連携のもと、これまで以上にいじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、重大事態への的確な対処を万全にしながら、本校の全ての児童が生き生き伸び伸びと輝きながら、いじめのない楽しい学校生活を送ることができるよう取り組んでいきます。

目 次

第1章 基本の方針について ····· 1

- (1) 勝山市立村岡小学校いじめ防止基本方針策定の目的
- (2) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (3) いじめの定義と判断

第2章 いじめの防止等のための具体的な取り組みについて ····· 2

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめの早期発見
- (4) いじめの事案対処
- (5) いじめによる重大事態への対応
- (6) 取組の評価

第3章 いじめの防止等のための組織 ····· 9

- (1) いじめ防止対策委員会
- (2) いじめ対応サポート班
- (3) 組織図
- (4) いじめ対策の年間行動計画

第1章 基本の方針について

(1) 勝山市立村岡小学校いじめ防止基本方針策定の目的

勝山市立村岡小学校いじめ防止基本方針（以下「本校基本方針」という。）は、法により規定されたいじめの防止および解決を図るための基本事項を定めること等により、いじめの問題への対策を関係機関がそれぞれの役割を明確に自覚し、主体的かつお互いに連携しながら広く社会全体で進め、いじめのない社会の実現を目指すこととする。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

○いじめは、いつでも、どこでも、誰でもが関係する問題であり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないことを目指す。

○本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人の育成を重視する。

○本校は、全ての児童がどんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であることについて十分理解できるよう努める。

○本校は、児童が毎日安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、勝山市、勝山市教育委員会、各家庭、地域の関係機関と連携して、いじめの防止等の対策に全力を挙げて取り組む。

○本校は、いじめ防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努める。

(3) いじめの定義と判断

いじめ防止対策推進法第2条において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されている。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとする。

第2章 いじめの防止等のための具体的な取り組みについて

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育の推進

ふるさとの伝統や自然、偉人の生き方などを学ぶことを通して、人として生きていく上で大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等を含めて児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が発達障害のある児童への理解等、生命や人権を大切にする心を育て、人の心の痛みが分かる児童を育成する教育を進める。

○道徳教育の推進

教科書等を有効に活用し、小学校低学年ではあいさつや友達との遊びを通して「心と心をむすぶこと」、中学年では「支え合いや助け合い」、高学年では橋本左内ら地域の偉人に学び「感謝の心と相手の尊重」など、人との関わりに関する内容を設定し、思いやりや認め合いの心、感謝の心等を育む指導を行う。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、地域の方との異世代交流活動等、児童が様々な人とふれあい、人間関係を作る場を意図的・計画的に設定し、児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○幼小接続の推進

発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る指導を行う。

(2) いじめの未然防止

○授業改善

学級での学習や生活ルールの徹底を図るとともに、定期的な校内研修会の実施や校外での研修会に積極的に参加し、授業力や生徒指導力を高め、児童が安心して楽しく学べるよう教員の指導力向上に努める。

○いじめの起きない学校・学級づくり

- ・縦割り班による日々の活動や行事、児童会活動によるいじめ防止に関する啓発運動や異年齢の交流活動等、児童が主体的に取り組む協働的な活動を通して、児童による「絆づくり」

ができるような「場」や「機会」を計画的に設ける。

- ・児童や保護者が気軽に相談できるように、教育相談体制を整え、児童が安心して落ち着ける「居場所」を提供し、課題を抱えている児童に寄り添い、間違えたり失敗したりしても周囲に笑われないような学級作りを進める。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、「いじめ防止月間」の取り組みなど、主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進する。

○意識調査を活用した集団づくり

定期的に「学校が楽しいと感じているか」「みんなと何かをするのは楽しいか」「学校の授業はよく分かるか」などの項目で「学校評価アンケート」を実施することで学校や学級の状態を把握し、その結果を基にいじめ等の未然防止に関わる活動を強化し、望ましい集団作りに努める。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

「むろこスマートルール」を設定し、児童自らがインターネットの利用について考えるための指導や、家庭での利用に関するルール作りの働きかけを行い、児童や保護者がインターネットの危険性や注意点等についてともに考える機会を設ける等、インターネット上のいじめ予防に向けた啓発に努める。また、必要に応じて勝山警察署の「ひまわり教室」等を活用して、意識づけを行う。加えて、児童に対して、インターネット上のいじめについては重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童・外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

【具体的な取り組みの例】

- ・道徳授業の中で、いじめに関する内容を扱う授業を計画的に、かつ学級の状況に合わせて効果的に実施する。また、いじめに関する道徳授業等の公開およびその研修会を年間計画

に位置づける。

- ・年間計画の中にボランティア活動や奉仕活動を計画的に組み入れ、仲間とともに協力して社会や他者のために活動する経験を積ませる。
- ・全学級でクラスの児童の「いいところさがし」の取り組みを行い、人を認めることのさわやかさや、人から認められることの満足感を体験させ、望ましい人格の形成に努める。
- ・全学級で毎学期1回以上、学級活動等で構成的グループエンカウンターの手法を活用した授業を実施し、他者を尊重する態度を育成する。
- ・「人権集会」では、1年間を通して人権について学習してきたことを各学年が発表する。全校児童が参加して人権の大切さについて考える機会を持つ。
- ・全学級で学級づくりについての考えを出し合い学級づくりについての研修会を行う。研修会では各学級の児童の状況を全体で把握し、望ましい集団作りに向けての取り組みを話し合う。
- ・毎日、帰りの会では、例えば心のチェックカードを活用するなど、その日のうちに児童の困りごとに対応する。
- ・定期的に「いじめアンケート」を実施し、いじめや人権侵害にあたる行為がないか確認する。また、アンケートの結果については基本的に公表することとし、学校便りや学年便りを通じた保護者への情報提供も積極的に行う。
- ・定期的に教育相談週間を設けて児童と教職員が話し合える場を設定し、児童一人ひとりの状態を把握する。

(3) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認知し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの認識を持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを早期に発見できるよう努める。

○自己チェックの活用

いじめの被害と加害および児童のいじめ行為の状況について、児童自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、児童を対象とした生活アンケート調査を定期的かつ計画的に実施して、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、

適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。また、スクールソーシャルワーカーや教育相談担当教諭等を効果的に活用し、児童がいつでも悩みや不安を気軽に相談できる体制を整える。

○家庭や地域との連携

学級担任による家庭訪問や電話連絡等を通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに、PTAや地区の子ども会、放課後児童センター、スポーツ少年団等との連携を促進して家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

【具体的な取り組みの例】

- ・学級担任は児童の登校時刻より少し前に教室に入り、児童の登校を教室で迎えて交流を深めるとともに、児童の様子を観察する。
- ・定期的に児童および保護者を対象とした「いじめアンケート」を実施し、いじめや人権侵害にあたる行為がないか確認する。また、アンケートの結果については基本的に公表することとし、学校便りや学年便りを通じた保護者への情報提供も積極的に行う。
- ・学期に1回教育相談週間を設けて児童と教職員が話し合える場を設定し、児童一人ひとりの状態を把握する。
- ・生活ノートや連絡帳を通した児童や保護者との関わりを重視し、日頃からこまめな言葉かけを行う。内容の変化や文字の乱れなどから児童の心の様子を把握するよう努め、児童の小さなサインを見落とさないよう心がける。

(4) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守る。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや青少年室等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員、主任児童委員等との関係機関と連携を図りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

【いじめを発見した場合の具体的な対応】

- ①発見者、またはその情報を得た教職員は、すぐに担任、生徒指導主事、教頭に報告する。なお、からかいや悪ふざけ等が教職員により把握できた場合は、その場で即時に「誰が」「誰に」「何をした」結果「どうなった」のか確認し、からかいや悪ふざけを受けた児童を守るために指導を行う。また、教職員は、発見または確認により得た情報を必ず書いて、自分の記憶を固定することに留意する。関与した教職員が複数いる場合は、話し合ったり確認し合ったりする前に、まず各自が個別に記憶を固定した記録を残す。
- ②教頭は即日の内に「いじめ防止対策委員会」を招集し、関係児童からの聞き取りや保護者への連絡等について、委員会としての方向性を決める。その際は発見者、またはその情報を得た教職員の記録をもとに事実確認を始める。関係児童への聞き取りは必ず複数の教職員あたり、漏らさず記録をとる。性急に事実を確定せず、多角的に聞き取りを行い、いじめとして認知すべきかを委員会として判断する。今後の指導の方針を確定し、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、役割分担を行う。
- ③事実が確認できればその事実を、未確定の部分があればその時点で分かっていることという形で、必ず即日の内に保護者へ連絡をし、今後の指導への協力をお願いする。連絡は電話等で済ませるのではなく家庭訪問を行うことを原則とし、推測を加えずに事実のみを語ることとする。なお、ここまで記録を教頭が勝山市教育委員会へ文書で報告する。
- ④翌日から、委員会で決定した指導方針に従って全教職員の共通理解のもと、指導を開始する。指導の様子（加害児童との面談や被害児童の様子など）や経過について、いじめ対応サポート班の関係教職員は生徒指導主事に伝える。生徒指導主事はそれらの事実を必ず記録に残し、毎日教頭に報告する。
- ⑤5日経過しても改善が見られない場合は、新たな方針策定のために教頭は校長の了解を得て再度委員会を開催し、今後の指導方針について話し合う。
- ⑥いじめの再発防止に努めるとともに、被害児童が心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認していく。また保護者とも適宜連絡をとり、いじめ解消に取り組んでいく。
- ⑦特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法23条第1項に違反し得ることを全教職員が理解して指導に当たる。

【いじめ解消の定義】

- ①いじめは、単に謝罪をもって解消とはせず、いじめが「解消している」とするには、次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - (ア) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。）

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。(被害児童本人および保護者に対し、面談等により確認する。)

②解消に向けた継続的指導や見守りはもちろんのこと、解消したと判断した事案に対しても、全教職員で継続した見守りを行う。

【悪質な書き込みやSNSなど、ネットいじめを発見した場合の具体的な対応】

①誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童や保護者等からあった場合、まずその内容を確認し、生徒指導主事、教頭（および担任）にその内容を報告する。教頭は即日の内に「いじめ防止対策委員会」を招集し、通常のいじめ事案と同様の対処をする。聞き取りを行う際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして内容を保存する。スマートフォン・携帯電話等での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難であれば、デジタルカメラでその画面を撮影するなどして内容を必ず保存する。

②被害児童以外からの相談で誹謗・中傷等が分かった場合は、被害児童の担任は被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問を行って保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。

③その際、今回の加害児童がいじめに遭っていて、その仕返しとしてネット上に誹謗・中傷を書き込んだ等のケースも考えられるため、被害者からの情報だけをもとに安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど、適切な対応が必要であることに留意する。

④加害児童が明らかな場合は、その保護者に対しても「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用のあり方についての説明を行い、指導の協力をお願いする。場合によっては保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取り組みに対する保護者の理解を得る。

(5) いじめによる重大事態への対応

○重大事態にあたるケースについて

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な損傷を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合

⑤いじめにより年間30日程度以上の欠席が余儀なくされている疑いがある場合

【具体的対応について】

教育委員会の助言・指導の下、以下の手順で対応にあたる

- ①学校のもとに重大事態の調査組織を設置する。この調査組織は、「いじめ防止対策委員会」を母体として当該重大事態の性質に応じて、専門的知識および経験を有する適切な専門家を加えて設置する。ただし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者であることに留意する。
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐではなく、客観的な事実関係のみを速やかに調査する。
- ③いじめを受けた児童およびその保護者に対して、情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮する。
- ④調査結果は、教育委員会を通じて市町へ速やかに報告する。いじめを受けた児童や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ⑤場合によっては、保護者会を開催するなどして概略の説明と学校側の対応方針を伝え、取り組みに対する保護者の理解を得る。

(6) 取組の評価

本校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況調査を学校評価の評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価する。行った評価をもとに指導の改善を行い、いじめ防止に向けた取組を継続的・計画的に実施する。

第3章 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

○構成員 全教員 スクールカウンセラー等

○活動内容

- ・いじめ未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、ふり返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議

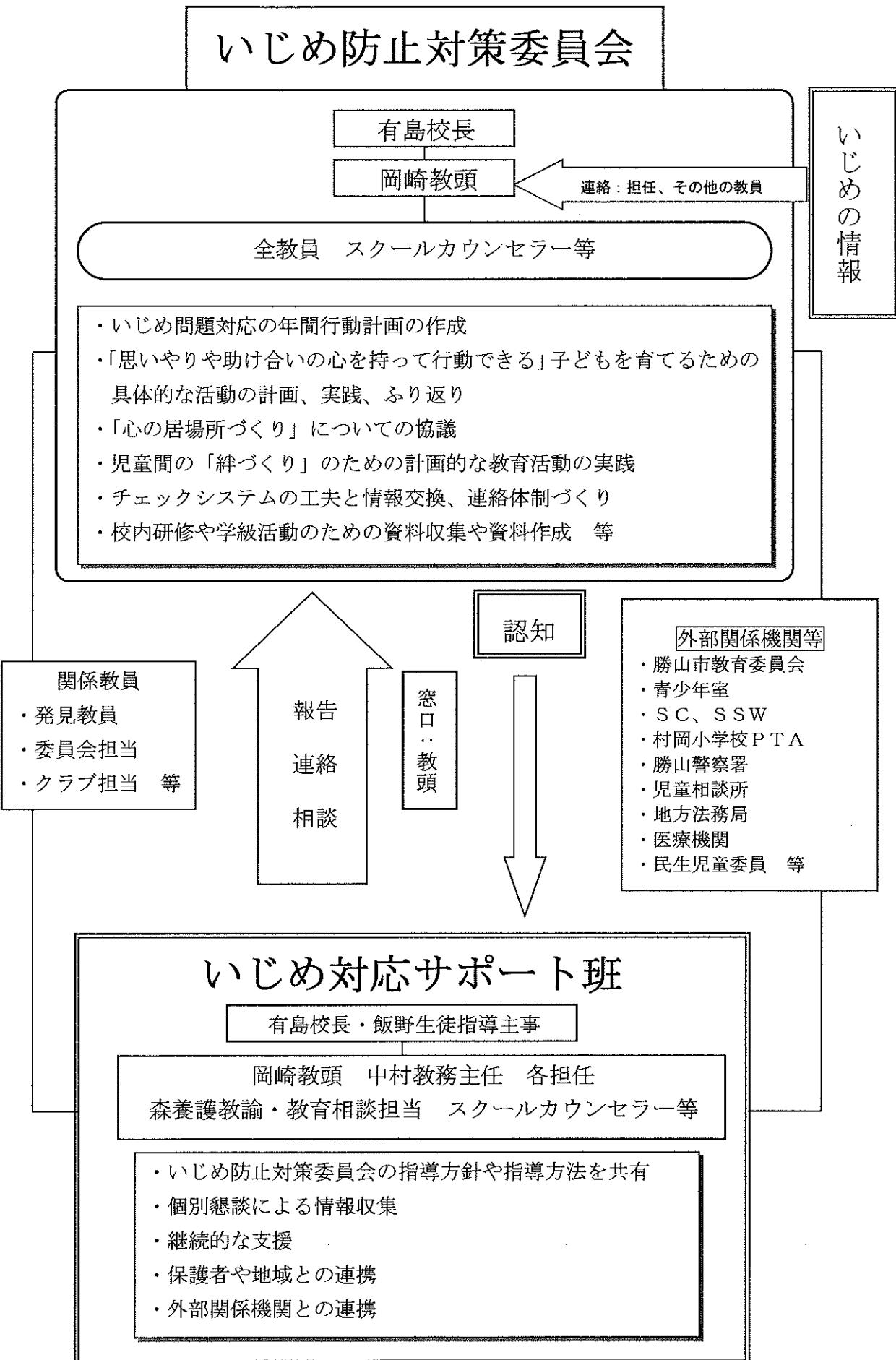
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行う。

- 構成員 校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 担任 養護教諭
教育相談担当等
- 活動内容
 - ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールソーシャルワーカーや青少年室等の外部人材や警察、児童相談所等
関係機関との連携

(3) 【組織図】



(4) 【いじめ対策の年間行動計画】 [4～6月]

教員の動き等	児童の活動等					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ防止対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・児童理解 ↓ PTA 総会、学校ブログ ・基本方針の公表			いじめの自己チェック 公開授業 児童会活動計画 ・リーダー育成 ・高学年の絆づくり		
				各学級での集団作り・ルールの確立 縦割り活動スタート ・自主的な活動・絆づくり・リーダーの存在感		
5 月	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握			児童会運動会の練習 ・ペア学年による応えん練習 ・縦割り班による応えん練習		
				第1回人権集会 教育相談週間 構成的グループエンカウンターの実施		
6 月	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握			わいわいタイム ・遊びを通した集団づくり		
	授業研究 ・授業改善				4年 合宿通学 地域の方 との交流	

[7～9月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握			いじめアンケート調査			
				いじめの自己チェック			
8 月	保護者会 ・情報や意見収集			・ネットモラル、ネット犯罪についての指導 ・休み前の生活指導			
	校内研修 ・1学期の反省						
9 月	いじめ防止対策委員会 ・1学期のアンケート調査をもとにしたふり返り ・2学期に向けて ・児童理解 ↓ 職員会議 ・重点事項の確認			家庭環境の調査 ・クラスや地域の子どもの状況の把握			
				親子半日奉仕活動 ・体験的な活動　・保護者、地域の絆づくり			
	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握			構成的グループエンカウンターの実施			
	授業研究 ・2学期の取り組み				連合体育大会 ・絆づくり		
				わいわいタイム			

[10~12月]

月	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握						
	授業研究 ・授業改善						
11 月							
	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握						
	授業研究 ・人権集会について ・活動の見直し						
	校内研修 ・望ましい集団づくり の研修						
12 月							
	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握						
	保護者会 ・情報や意見収集						

[1～3月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期のアンケート調査をもとにしたふり返り ・3学期に向けて <p style="text-align: center;">↓</p> 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・重点事項の確認 ・学力分析 			構成的グループエンカウンターの実施			
				学級ボランティアの計画			
2 月	いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 				わいわいタイム		
	授業研究 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価 	新入生体験 入学 <ul style="list-style-type: none"> ・園児との交流 	ふれあい サロン <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者との交流 				
3 月	いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・年度のふり返り ・新年度に向けて計画の見直し <p style="text-align: center;">↓</p> 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・課題の確認 				いじめアンケート調査		
		むかし遊び 体験 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の方との交流 		六年生を送る会 <ul style="list-style-type: none"> ・全校の絆を深める ・感謝の気持ちを伝える 			